

## 外部団体への福島県障がい者スポーツ指導者派遣に関する内規

### 1. 障がい者スポーツ指導者の派遣について

近年、障がい者スポーツ指導者の派遣協力が増加してきたため、下記のとおり内規を定め、指導者の安全と指導に関する保障を定め、円滑な派遣を図る。

### 2. 派遣依頼について

(1) 障がい者スポーツ指導者の派遣について、主催者は派遣依頼によって、日時、場所、協力内容、必要な人数、交通費、謝金等の有無を明記し、文書によって派遣依頼を公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会に郵送すること。

主催者は、交通費、報償費、専門的な技術指導料、講義等による講師謝金を支払うこと。

ただし、団体の予算確保が困難な場合は、相談の上考慮する。派遣に関しては、公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会（福島県障がい者スポーツ指導者協議会事務局兼務）が派遣を依頼する団体と調整し、各支部または派遣内容の該当者本人へ連絡し派遣を決定する。

(2) 各支部において、支部として依頼を受けたものについては、各支部で処理をしてもよい。ただし、事前に協議会事務局に連絡するほか、支部活動実績として報告するものとする。支部は主催者と連絡調整を密にし、指導上の安全と指導者自身の安全に配慮するように心がける。

(3) 障がい者団体で推薦しまたは資格取得を志して資格を取得し、その団体で指導するものについては、派遣依頼は必要としない。自己または所属先の団体の責任のもと活動する。

### 3. 障がい者スポーツ指導者の派遣にかかる経費について

#### (1) 有償派遣

##### ①交通費

実費または派遣団体の規定、旅費規程が定められていなければ、県の旅費規程により請求する。その際は交通費のみとし、日当は含めない。

##### ②謝金

補助員 500円以上1000円未満

指導者 3000円

講師（講演など）県内（90分）5000円以上または主催者の予算の範囲内

#### (2) 無償派遣

※ここでいう無償派遣とは、ボランティアとして無償の派遣依頼があった場合。

※ただし、無償派遣の場合も傷害保険の加入は義務付けるものとする。

### 4. 傷害保険の加入義務

主催者は、参加者はもちろん、障がい者スポーツ指導者についても保険の加入をすること。

### 5. その他

その他、必要な事項（昼食等）については、その都度主催者と調整をする。

当協会及び当協議会に事前連絡なき事業、開催中の事故等については、当協会並びに指導者協議会において一切の責任を負わない。

主催者の管理の下、適切且つ安全・健全な活動の推進を行うよう十分考慮する。